

宿 泊 約 款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に締結することがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、病毒伝播の恐れのある伝染病の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力、傷害、脅迫等の威圧的要求、又は合理的範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) 宿泊しようとする者又は同伴者が反社会的勢力であることが判明したとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20:00（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が病毒伝播の恐れのある伝染病の疾患に罹っていると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し暴力、傷害、脅迫等の威圧的要求、又は合理的範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、泥酔等で放歌高吟、客室への立ち入り等、他の宿泊客に迷惑をおよぼすおそれがあると認められる場合や、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防お上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (8) 宿泊客又は同伴者が反社会的勢力であることが判明したとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15:00から翌日12:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客はホテル内においては、ホテルが定めてホテル内に掲示、あるいは各部屋等に備付した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の表示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

フロント	24時間
フロントサービス	24時間
レストラン営業時間	詳しいレストラン営業時間は備付の案内、各所の表示でご案内いたします。
鉄板焼	すみだ (20階)
日本料理	源氏香 (5階)
シェフズダイニング	シンフォニー (1階)
ロビーラウンジ	フォンテーヌ (1階)
中国料理	桂花苑 (地下1階)
メインバー	ロイヤルスコッツ (地下1階)
すし処	日本橋矢の根寿司 (地下1階)

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い)

第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、き損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて当ホテルの故意又は過失により滅失、き損等の損害が生じた場合以外は、当ホテルは、賠償いたしかねます。

3 客室内貸金庫の管理は宿泊者自身が行なう事を原則とします。宿泊客出発後に客室内金庫の継続利用が認められた場合には、ホテル側にて開錠、所有者より指示がない場合には遺失物法に則り、最寄りの警察署に届けます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(客室の清掃)

第19条 宿泊客が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行わせていただきます。

2 不要の場合には、起こさないで下さいのサインもしくは予め客室係までご連絡下さい。

3 宿泊客から清掃は不要である旨のご要望を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

4 ターンダウンサービスが必要な場合は、客室係までご連絡ください。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料)) ② サービス料 10%
	追加料金	③ 飲食料(又は追加飲食(朝食以外の飲食料))及びその他の利用料金 ④ サービス料 10%
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税(宿泊料金が1人1泊につき1万円以上の場合)

備考1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

2. 税法が改正された場合はその改正された規程によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

		契約解除の通知を受けた日				
契約申込人数		不泊	当日	前日	7~2日前	21~8日前
一般	9名まで	100%	100%	80%	40%	
団体	10名以上	100%	100%	80%	40%	20%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の約金を収受します。

3. その他、当ホテルが企画する宿泊パッケージまたは、特定団体において、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

ご利用規則

当ホテルではお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

お守りいただけない場合は、約款7条及び18条によりやむを得ずご宿泊またはホテル内施設のご利用をお断り申し上げます。

また、責任をおとりいただくこともございますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

(安全と保安上お守りいただきたい事柄)

1. 客室内では暖房用、炊事用等の火器等の持ち込みはご遠慮ください。またご使用にならないでください。
2. ベッドなど火災の原因になりやすい場所でご喫煙なさらぬでください。
3. その他火災の原因となる行為をなさらぬでください。
4. 客室からの“避難経路図”は各客室ドア内側に表示しておりますのでご確認ください。
5. ご滞在中、お部屋から出られる時は施錠をご確認ください。(当ホテルは自動施錠になっております)
6. ご滞在中、特にご就寝の時は内鍵、ドアフックをお掛けください。ご来客があった場合には不用意に開扉なさらずドアフックを掛けたまま開扉するカードアスコープをご確認ください。万一、不審者と思われる場合にはアシスタントマネージャー(ダイヤル64)までご連絡ください。
7. 22:00以降のご訪問客と客室内内のご面会をご遠慮願います。
8. 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。

(貴重品、お預かり品のお取り扱いについて)

1. 現金、その他貴重品は必ず1階フロント会計に備え付けの貸金庫にお預けください。客室内の金庫はお客様御自身の責任において管理ご利用ください。ご出発後はホテル側にて確認させていただきます。万一、客室内金庫にて盗難、紛失等の事故がありましてもホテル側は責任を負いません。
2. 原則としてお預かりいたしました洗濯物やお忘れ物は持にご指定のない限りお預かりした日(または発見日)から7日間保管し、その後は法令の定める手続きを取らせていただきます。

(お支払いについて)

1. 料金の支払いは通貨、またはホテル側が定めたクレジットカード及び旅行小切手、もしくはクーポン券によってお支払いいただきます。
2. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名にてご利用になる場合、必ず客室の鍵、またはご到着時にフロントでお渡しする宿泊カードをご提示ください。
3. 都合によりご到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。
4. 旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び両替には応じかねますのでご了承ください。
5. ホテル内売店、アーケードでのお買い物代、航空券、列車・バス等の切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物輸送料等のお立て替えはお断りさせていただきます。
6. 勝手ながら所定の税金の他、お勘定の10%をサービス料として加算させていただきます。その他の従業員へのお心付けはご辞退申し上げます。
7. 客室内よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承ください。

(禁止事項)

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になるような物をお持ち込みにならないでください。
 - (a) 犬、猫、小鳥、など動物、ペット類全般。(ただし盲導犬、介助犬等を除く)
 - (b) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある製品。
 - (c) 悪臭及び強い臭いを発する物。
 - (d) 銃砲、刀剣類。
 - (e) 著しく多量のお荷物、及び物品。
 - (f) その他、法令で所持を禁じられている物。
2. ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となったり嫌悪感を与えるような行為はおやめください。
3. 当ホテルに許可なく客室やロビーでの営業行為や事務所など、ご宿泊以外の目的にご使用なさらぬでください。
4. ホテルの外観を損なうような物を窓に掛けたり窓側に陳列しないで下さい、またランブシェード等に衣類等を掛けぬでください。
5. ホテル内で許可なく広告・宣伝物を配布したり物品の販売をしたりしないでください。
6. ホテル内の施設・備品を所定の場所・用途以外で使用したり、現状を著しく損なうようなご利用はなさらぬでください。
7. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは法的措置の対象となることがあります。
8. 廊下やロビーに所持品を放置することはおやめください。
9. 浴衣、スリッパで廊下、ロビー、レストラン、バー等、客室以外の施設にお出掛けにならないでください。
10. 緊急事態、或いはやむを得ない事情が発生しないかぎり非常階段、屋上、塔屋、機械室などお客様用以外の施設には立ち入らないでください。
11. 未成年者のみでのご宿泊は保護者の許可がない限りお断りいたします。
12. 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染、または紛失させた場合には相当額を弁償していただくことがあります。
13. 廊下やロビーでの歩行しながらの喫煙はおやめください。
14. 長期の宿泊契約により賃借権、居住権等の借地借家法その他居住に関する法律上の権利が発生するものではありません。
15. 携帯電話など、適切でない場所での会話や大声での通話など、他のお客様に嫌悪感、迷惑を及ぼす行為。
16. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められた場合、直ちにホテルのご利用はご遠慮願います。また、過去に同様な行為をされた方にもご遠慮願います。
17. 心神喪失、心神耗弱、意識障害などにより、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険、恐怖感、不安感を及ぼす恐れが認められた時は直ちにご利用をお断り致します。

(駐車場の利用について)

1. 場内交通等は、標識もしくは信号機の表示または係員の指示に従っていただきます
2. 駐車場内に引火物、危険物の持ち込み、場内での喫煙、火気の取扱いは行わないで下さい
3. 車内に貴重品、その他品目を留置しないで下さい。駐車中に於ける紛失、盗難等については、ホテル側はその責任を負いかねます。
4. ホテルの係員による車の代行運転等はお断り致します。
5. その他、約款第17条及び駐車場管理規程を遵守した上でご利用下さい。

(PC通信について)

1. 客室からのインターネット接続等の通信ご利用(エグゼクティブラウンジをはじめ、その他館内を含む)にあたりましては、次の事項に同意いただきます。
なお、お客様が通信を利用された時点で本利用規則に同意いただいたものと致します。
2. 通信のご利用にあたり、必要な通信機器、その他付随する機器類の準備、設定、接続等につきましてはお客様の自己責任にて行うものと致します。
3. 貸出し機器につきましてもお客様ご自身の責任において利用するものと致します。
4. 通信や貸出機器等の利用により、障害が生じた場合でも、ホテル側は責任を負いかねますので、予めセキュリティ対策等を講じる事をお勧めいたします。
5. 通信設備の管理には留意しておりますが、やむを得ず、異常、故障又は障害が発生した場合は、ホテルは復旧に努め、それ以上の責任は負わないものと致しますので、データ等の損害についてはご注意ください。
6. 通信の利用にあたりましては、設備の運営を妨げる行為、知的財産権等の侵害、その他法令等に違反があった場合は利用を停止し、ホテル及び第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。

(お願い)

当ホテルは、環境への配慮(CO2削減義務)に向けた取り組みを行っておりますので、節電と節水のご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。